

ロゴマーク（案）について

1. ロゴマーク検討の枠組み

平成 22 年度環境技術実施要領には、ロゴマークに関して以下のような言及があり、平成 22 年度より、従来の全分野共通のロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したロゴマーク（「個別ロゴマーク」）が交付されることになり、今後は当枠組みに従って記載する情報の検討を進めることとする。

第 10 章 ロゴマークの使用

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙 2 に示す通り、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

(別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク

① 共通ロゴマーク



- ・ 「第三者実証」表示
 - ・ 実証番号
 - ・ 実証試験結果等
 - ・ 任意実証等の特記事項
- 等の表示の有無を各分野 WG で決定



2. 拡大WGでのご意見

拡大WGでは、以下に示す意見が得られた。特に実証結果の扱いに関して活発な議論がなされ、ロゴマーク内に実証結果を示すべきではないとの結論で全体が一致した。これを踏まえてロゴマーク案の検討を進めた。

a. ロゴマーク内に結果を表示すべきでないとの意見

- ・結果を一言で表現するのは問題がある。
- ・数値が一人歩きする危険がある。
- ・結果だけを一言で示すことが問題だ。これがクリアされるのであれば、結果を載せることも可能と考える。
- ・実証という、結果の良し悪しを決めるものではない制度の中で、一人歩きしかねない形で結果を示すことは問題ではないか。

b. ロゴマーク内外に結果表示すべきとの意見

- ・自噴井を使った、あまり例のない形態のシステムで実証したので、是非アピールしたい。
- ・地盤条件によってたまたま結果が良かったとしても、場所を選ぶ事も設計要素の1つとも言えるので、問題ないのではないか。
- ・せっかく実証した結果を載せないというのも、どうかと思う。
- ・枠の外に、正しい情報を示せば良いということか。常識的に考えれば、枠外に結果を載せてはいけないという規定はできないと思う。
- ・実証単位Bは結果を示したいという意見はあると思う。実証単位Aに関しては、慎重になるべき、ということだと思う。

c. ロゴマークの意味を明確に示す必要があるとの意見

- ・特定の一つの製品のみを対象とした実証であるため、パンフレットに結果を載せる場合は、かなり厳密な断り書きが必要。
- ・ロゴマークの使用機会をあまりに限定してしまうとメリットがなくなる。実証製品以外にも共通する技術を持っていることは伝わる余地は残したい。
- ・ロゴマークの意味を具体的に示すのが良いと思う。一般の人はETVマークの意味もよくわかっていないので、主旨を示すのは重要である。

d. その他の意見

- ・実証単位と実証場所を示すことが必要。
- ・第三者実証であること、URL、実証番号の3つがあれば良い。
- ・COPより、熱量やCO²換算等の方が、一般ユーザにとってはわかりやすい。
- ・URLがついていれば、実証結果にもたどりつきやすいだろう。
- ・「環境省」の文字がもっと大きいと効果があるだろう。

3. ロゴマークの記載事項

(1) ロゴマークの記載事項候補

拡大WG及びその事前アンケートでの意見を踏まえると、ロゴマークの記載事項の候補は、以下のように整理することができる。

| ロゴマーク カテゴリー | 記載事項（候補） |
|----------------------------------|--|
| 共通ロゴマーク (必ず記載される 項目⇒検討対象外) | <ul style="list-style-type: none">○ 「ETV」ロゴ○ 「環境省」の文字○ 「環境技術実証事業」の文字○ 事業 URL |
| 個別ロゴマーク (記載有無の検討 対象) | <p>※拡大WGでの検討結果を踏まえ、実証結果は記載しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第三者実証であること○ 実証番号○ 実証単位○ 実証場所○ 実証機関名○ 実証年度○ 実証対象の製品名○ 実証形態（地中熱、下水熱等）○ 実証施設の名称 |

(2) ロゴマーク記載事項の検討におけるポイント

拡大WG等での議論を踏まえると、以下にポイントを置いて記載事項を絞り込む必要があると言える。

【ロゴマークの評価軸】

○ロゴマークの簡潔性

ロゴマークによる訴求対象は、一般ユーザ及び自治体との意見が多く見られた。当分野に一定の知見があるユーザは試験結果報告書を見る可能性が高いことも勘案すると、ロゴマークの記載内容は、技術的な内容よりも、建物所有者等、一般的なユーザでも理解しやすいシンプルさが優先されるべきと考えられる。ロゴマークの簡潔性に対して留意が必要と言える。

特に、共通ロゴマークには URL が含まれ、実証試験結果報告書へのアクセシビリティが確保されているため、実証番号以上の情報を入れることとロゴマークの簡潔性のどちらを優先すべきか、慎重に検討する必要がある。

○ロゴマークの訴求力

「当システムを知らないユーザに当技術の『良さ』をアピールしたい」等、分野全体のアピールにつなげたいとの意見が見られた。また、ロゴマークによって、訴求対象に対して当技術の「環境性」「品質・安全性」「信頼性」等の性能を訴えたいとの意見が見られた。ロゴマークの訴求力に対して留意が必要と言える。

○ロゴマークにおける情報の正確性

実証結果や実証内容に関して、ユーザが誤解することのないよう、ロゴマークの記載内容に留意する必要があるとの意見が多く見られた。

【その他の留意点】

○実証試験結果報告書、環境技術実証事業ウェブサイトとの役割のすみ分け

環境技術実証事業ウェブサイト上には実証試験結果報告書が公開されており、ユーザがこれらの具体的な実証試験結果を閲覧することが製品の差別化につながる。ロゴマークの訴求力は、ユーザをこれらの情報へといかに導くか、という観点でも議論すべきである。

また、実証試験結果報告書にたどり着くために必要な情報と、実証試験結果報告書の概要版のトップページを見れば事足りる情報（実証年度・実証機関・実証単位・実証申請者・実証対象技術）とを、区別して議論すべき。

○ロゴマーク内に必ずしも記載する必要のない事項

(1) において挙げられた記載事項候補のうち、「実証対象の製品名」、「実証形態（地中熱、下水熱等）」、「実証施設の名称」に関しては、ロゴマークの使用者がロゴマーク外に記載すべきものであり、ロゴマーク内で示す必要性は低いため、これらの事項は排除して検討する。なお、ロゴマークの使用者の判断で追記した情報とロゴマークの情報が区別出来るよう、ロゴマーク自体を枠で囲むなどの対応も検討する必要がある。

(3) 記載事項の優先順位の整理 (案)

(2) のポイントを踏まえると、ロゴマークの訴求力及びロゴマークにおける情報の正確性の2つの軸によって記載事項を評価し、優先順位を検討することが適切と言える。評価結果 (案) を下表に示す。

表 記載事項の評価結果 (案)

| | 訴求力の観点 | | 情報の正確性の観点 | |
|------------|--------|--|-----------|--|
| 第三者実証であること | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容を正確に伝えることで、ロゴマークの訴求力を向上できる。 ・ ロゴマークの認知度向上につながる。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「認証制度」と混同するリスクを低減できる。 |
| 実証番号 | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証結果等の詳細情報が存在することを認識でき、ロゴマークの信頼性が高まる。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証結果へのアクセシビリティを高めるため、情報の正確性に対する間接的な効果が期待できる。 |
| 実証単位 | × | (特になし) | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証された技術の範囲を正確に伝えることができる。 |
| 実証場所 | × | (特になし) | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証結果がなぜ良かったのか、あるいはなぜ悪かったのかを判断する大きな根拠の一つとなる。 |
| 実証機関名 | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者実証であることが強調される。 | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証機関がどこかを示すことはできるが、そのメリットは限定的。 |
| 実証年度 | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証が新しいものであることを示せる。 | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証年度を示すことはできるが、そのメリットは限定的。 |

○：効果が大きい △：一定の効果はある ×：効果はない

4. ロゴマーク案

以上の事項を踏まえたロゴマーク候補（案）を以下に示す。

※今後、共通ロゴマークの意匠は一部変更予定。

(1) 「第三者実証であること」のみ

(簡潔な表現型)



(丁寧な表現型)



(2) 「第三者実証であること」 + 「実証番号」



(3) 「第三者実証であること」 + 「実証番号」 + 〇〇

実証単位

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

第三者実証結果 公開中

実証番号 000-0000
実証単位 A(システム全体)

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

この製品は、第三者機関が実証した性能を公開しています

実証番号 000-0000
実証単位 A(システム全体)
を实証対象として試験を実施しました

実証場所

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

第三者実証結果 公開中

実証番号 000-0000
実証場所 福島県〇〇市〇〇町

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

この製品は、第三者機関が実証した性能を公開しています

実証番号 000-0000
実証場所 福島県〇〇市〇〇町
に施工されたシステムにおいて実施しました

実証機関

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

第三者実証結果 公開中

実証番号 000-0000
実証機関 地中熱利用促進協会

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

この製品は、第三者機関が実証した性能を公開しています

実証番号 000-0000
実証機関 地中熱利用促進協会
が実証試験を担当しました

実証年度

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

第三者実証結果 公開中

実証番号 000-0000
実証年度 2010年

環境技術実証事業



環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

この製品は、第三者機関が実証した性能を公開しています

実証番号 000-0000
実証年度 2010年
に実証試験を実施しました

5. ロゴマーク欄外における実証結果の記載に関して

当技術分野の性能は現場依存性があるため、単に実証結果を示すだけではユーザに対して誤解を与える可能性がある。そのため、ロゴマーク欄外に実証結果を記載する場合に関しても規定を設けるべきか、検討する必要がある。ここでは、拡大WG等での議論をもとに、規定すべき内容を整理した上で、当分野固有の規定のあり方を検討した。

表 ロゴマークの使用に関する問題点と対応策

| 指摘のあった問題点 | 対応策（案） |
|---|---|
| ロゴマークや実証結果が、実証事業関係諸機関による保証・認証・認可等を謳うような状況で使用されるのは避けるべきだ。 | 当問題に関しては、当事業の実施要領において明確に規定があるため、当分野において改めて検討する必要はない。 |
| 実証対象がシリーズの一部である場合等に、ロゴマークや実証結果が、ロゴマークの適用対象外の製品にまで実証が実施されているような状況で使用されるのは避けるべきだ。 | 当問題に関しては、当事業の実施要領において明確に規定があるため、当分野において改めて検討する必要はない。 |
| 「実証結果が、特定の場所、時期に実施された試験の結果であり、対象技術に恒久的に当てはまるものではない」ということを必ず明示すべきだ。 | この指摘に関しては、分野共通で規定されているものではないため、必要に応じて、当分野固有の規定として実証試験要領内に明示する必要がある。 |

上記を踏まえると、当分野特有の技術的な留意点として、以下の2点の記載を当分野の実証試験要領内に設けることが必要か。

○現場依存性の明示

『ロゴマークとともに実証結果を示す場合は、「実証結果が、特定の場所、時期に実施された試験の結果であり、対象技術に恒久的に当てはまるものではない」ということをロゴマーク又は実証結果の近傍に表記することが望ましい。』

○詳細な試験条件が公開されていることの明示

『ロゴマークとともに実証結果を示す場合は、「実証結果の良し悪しを判断するために必要な情報が、公開されている実証試験結果報告書の中に記載されている」ということをロゴマーク又は実証結果の近傍に表記することが望ましい。』

(参考) 実証事業実施要領における、ロゴマークの使用に関する規定

第10章 ロゴマークの使用

3. ロゴマークの使用

- (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。
- (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。
 - ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること
 - ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
 - ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
 - ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3) 上記（2）以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

- (1) ロゴマークの表示方法
 - ① ロゴマークの配色は別紙2に示すものとし、その他配色を使用することはできない。
 - ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
 - ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
 - ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) へのホットリンクとする。
- (2) 実証ロゴマークの遵守事項
 - ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
 - ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。

- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。
- ④ 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。